明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九二）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二四七）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一五九）　四
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（**厚生労働**二八四）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、企業年金基金設立関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　八九
会社その他
会社決算公告　九二

省令

○厚生労働省令第九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十五第一項、第二十一条の五の二十第一項及び第三項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十三第一項及び第三項、第二十四条の二十八第一項並びに第二十四条の三十二第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項及び第三項、第五十一条の十九第一項、第五十一条の二十第一項、第五十一条の二十五第一項及び第三項並びに第五十九条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信